

JPドメイン名紛争処理方針(JP-DRP) 20周年記念シンポジウム (2020.9.23)

ROYALFUR.JP事件 (JP2011-0007)

MOBAGE.CO.JP事件 (JP2012-0002)

瓜生・糸賀法律事務所

弁護士・弁理士 吉川 景司

ROYALFUR.JP事件（JP2011-0007）の概要

- 「ROYALFUR.JP」というドメイン名に対して、移転請求が行われた事案
- 申立人は、高級毛皮の輸入販売等を行っている会社。登録商標として、「ROYAL FUR」という商標を有している。
- 登録者は、「Royal Fur」という店舗名で、毛皮製品等の通信販売を行っている。

ROYALFUR.JP事件（JP2011-0007）の裁定

- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されないことと、第3要件「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」が充足されていないことを併せて認定した。
- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に係る権利または正当な利益を有していないこと」が充足されていないことを認定する際に、第3要件「不正の目的」があるとはいえないことを根拠の一つとした。

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の概要 1

- 「MOBAGE.CO.JP」というドメイン名に対して、移転請求が行われた事案
- 申立人は、モバゲータウンなどの名称で携帯端末向けサイトの運営を行っている。また、「MOBAGE」や「モバゲー」という文字列を含むロゴについて、登録商標を複数保有している。
- 登録者は、デジタルコンテンツの企画・開発・制作・配信業務に従事している会社である。証拠によれば、mobage.co.jpというドメイン名を入力すると、開発環境である旨の表示がなされ、パスワード認証が表示されるようになっていた。

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の概要 2

- 登録者は、3つの要件がいずれも充足されないと主張しており、特に、第2要件「登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」が充足されない理由として以下の事情を主張した。
 - ① 登録者が受託開発している事業の開発環境として使用しており、社内および特定取引先のみアクセスを許可していること
 - ② その証拠に、本件ドメイン名にアクセスした場合、開発環境である旨の表示がなされ、一般に利用できないようパスワード認証が表示されるようになっていること

MOBAGE.CO.JP事件（JP2012-0002）の裁定

- 第2要件「登録者が、当該ドメイン名に関係する権利または正当な利益を有していないこと」が充足されないことと、第3要件「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること」が充足されていないことを併せて認定した。
- そして、「MOBAGE(モバゲー)」が造語であることや、著名性を有していることなどの事情から、第3要件の「不正の目的」での使用が推認されるとしたうえで、この推認を打ち破られないのであれば、第2要件の非充足性は認められない（より正確には、第2要件が充足されない場合として紛争処理方針第4条cに例示されている「公正に使用されている」場合とはいえない）、とした。